

入 札 説 明 書

沖縄県立桜野特別支援学校長が発注する令和6年度桜野特別支援学校防火設備改修工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1. 公告日 令和6年11月6日（水）
2. 入札に付する事項
 - (1) 契約方法 一般競争入札
 - (2) 件 名 令和6年度桜野特別支援学校防火設備改修工事
 - (3) 契約の内容 別添仕様書による
 - (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月21日
 - (5) 履行場所 沖縄県立桜野特別支援学校(名護市字宇茂佐1787-1)
3. 入札参加者に関する事項
 - (1) 建具工事業の業種において令和5・6年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条による建設工事入札参加資格名簿への登録があること。
 - (2) 入札参加申込日から当該入札の開催日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 県税（法人事業税等）、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
 - (5) 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (6) 会社更生法に基づき厚生手続き開始の申し立てがなされている者（再認定を受けた者を除く）又は民事再生法に基づき厚生手続き開始の申し立てがなされている者（再確認を受けた者を除く）。
 - (7) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
 - (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (9) 労働関係法令を遵守していること。
4. 申請書の提出及び入札参加資格の確認等
入札に参加予定の者は、入札参加資格等を確認するために次の書類を申込期間内に提出すること。ただし、書類不備等がある場合は申込期間内に補正しなければならない。
 - (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
 - イ 競争入札参加者名簿に登録された者であることを証明する書類
 - ウ 応札明細書
 - (2) 申込場所 沖縄県立桜野特別支援学校
〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐1787-1
 - (3) 申込期間 令和6年11月6日（月）から
令和6年11月20日（水）午後5時まで
5. 入札の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年11月27日（水）午前14時30分
 - (2) 場所 沖縄県立桜野特別支援学校（視聴覚教室）
6. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び円に限る

7. 入札保証金に関する事項

見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額をとす。ただし、次の(1)(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札（建設工事に係る競争入札で設計金額4億円未満の場合に限る。）に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8. 入札の方法

- (1) 入札者は、上記4（1）に定める書類を提出した上で、入札書（別紙様式第56号その2）を提出しなければならない。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、必ず委任状（別紙様式）を提出するものとする。
- (3) 入札書は別添仕様書に基づき見積るものとする。
- (4) 開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。
- (5) 入札者は入札書を一旦提出した後は開札の前後問わず当該入札書の書き換え、引き替え、又は取り消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号により、随意契約ができるものとする。

11. 入札の執行人及び立会人

沖縄県立桜野特別支援学校 事務長及び事務職員

12. 契約保証金に関する事項

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規程により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到達した2つ以上の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる時に限る。）
- (3) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が履行しないこととなるおそれがないとき。

13. その他

- (1) 入札書の提出の方法

入札書は、5（1）の日時に5（2）の場所へ持参すること。

- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を提出するものとする。

- (3) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、書面により行うこととする。ただし、軽微な内容についてのみ電話での質疑を可とする。

ア 質疑対応期間令和6年11月7日（木）から令和6年11月20日（水）

午前9時から午後5時まで（※土日・祝祭日を除く）

※11/17（日）学校行事の為通常業務日、

11/18（月）前日の学校行事の為、振替休日で学校閉庁日

イ 提出先 沖縄県立桜野特別支援学校(Fax)0980-54-1488

ウ 提出方法 FAX 又はメール(mail:sakihatc@pref.okinawa.lg.jp)

14. 入札及び契約に関する事務の担当者及び連絡先

担 当 崎浜

連絡先 (Tel)0980-52-3920 (Fax)0980-54-1488